

令和3年度
第790回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 790 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 1 0 日(木)午後 3 時～午後 5 時
2. 開催場所 三島市役所本館 第 2 会議室
3. 出席委員 農業委員 : 14 名
- 会長 1 番 廣瀬 和正
- 農業委員
- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2 番 | 高橋 徹司 | 3 番 | 細井 憲子 | 4 番 | 山田 貴臣 |
| 5 番 | 梶 公彦 | 6 番 | 佐藤 操 | 7 番 | 瀬川 稔 |
| 8 番 | 高橋 博幸 | 9 番 | 望月 正己 | 10 番 | 山田 隆志 |
| 11 番 | 山本 一喜 | 12 番 | 三浦 正康 | 13 番 | 神山 衛憲 |
| 14 番 | 市川 保 | | | | |
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
- | | |
|---------|---------------------------------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 1 8 条による解約について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 3 条許可について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 4 条許可について |
| 第 4 号議案 | 農地法第 5 条届出について |
| 第 5 号議案 | 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について |
| 第 6 号議案 | 農地中間管理事業による農地利用配分計画の報告について |
| 第 7 号議案 | 農地付き空き家における農地取得のための別段の面積の設定について |
| 第 8 号議案 | その他 |

6. 農業委員会事務局職員

三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主任 佐田 信幸、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしくお願ひします。

【会長】これより、第 7 9 0 回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、14名、欠席委員は、ありません。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、11番 山本 一喜 委員、12番 三浦 正康 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条解約について、事務局より報告願います。

(事務局 第1号議案報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可・案件1番について、佐藤操委員、説明願います。

(佐藤委員 第2号議案・案件1番説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、主に夏梅木や菖蒲沢で耕作を営む兼業農家になります。譲渡人はすでに農業を行っていないため、売買にて所有権移転することが目的になります。譲受人は、約40年程度の農業の経験があり、軽トラック1台、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が年間120日、本人の妻が90日、本人の子が50日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は権利取得後、4,834㎡となり、下限面積3,000㎡を超えるため、要件を満たしております。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われまます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可、案件2番について、高橋博幸委員、説明願います。

(高橋(博)委員 第2号議案・案件2番説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件2番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、主に台崎周辺にて耕作を営む専業農家になります。譲渡人の相続人は相続放棄をしているため、譲受人が売買にて所有権移転することとなったとのことです。譲受人は、約35年程度の農業の経験があり、トラック1台、トラクター3台、運搬機2台等の農機具を多数所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が年間300日、本人の妻が250日、本人の子が300日、本人の叔母が200日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は権利取得後、22,080㎡となり、下限面積3,000㎡を超えることから、要件を満たしております。また、譲受人は周辺農家と協力して周辺環境の維持管理に努めるとのことであるため、周辺農地に支障をきたす恐れはないと思われます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可、案件3番について、細井委員、説明願います。

(細井委員 第2号議案・案件3番説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可・案件3番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、申請地東側の耕作者になりまして、主に笹原新田で耕作している兼業農家になります。申請地東側隣地については、すでに譲受人が耕作しているため、売買にて所有権移転し、一体として耕作することであり、露地野菜を作付する予定とのことです。譲受人は、約20年程度農業の経験があり、軽トラック1台、トラクター1台、運搬機1台等農機具を所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が年間100日、本人の妻が60日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は権利取得後、3,549㎡となり、下限面積3,000㎡を超えるため、要件を満たしております。また、譲受人は周辺農家と協力して周辺環境の維持管理に努めるとのことであるため、周辺農地に支障をきたす恐れはないと思われ

ます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条許可について、三浦委員、説明願います。

(三浦委員 第3号議案説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第4条許可について、事務局より説明します。申請者は、三島市川原ヶ谷在住になりまして、近隣居住者の賃貸駐車場として整備することを目的に申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、「農地法に規定されるどの農地区分の要件にも当てはまらない」ことから、第2種農地になります。第2種農地の場合、他の農地では事業を行うことができないという代替性がないことを確認しなければなりません。候補地4箇所を検討した結果、現況が耕作している農地が多く、他の土地では代替性がないことを確認しました。次に資力信用についてですが、当該事業に係る必要な費用は土地整地費のみであり、申請者の預金通帳の写しを確認し、自己資金のみで資金を調達できることを確認しました。また、申請地には抵当権の設定がありますが、権利者の同意書の提出を受けているため、令和3年7月1日から1か月程度の工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあると判断しました。申請に係る事業の施行に関し、他法令の免許、許可、認可等の処分は農地法以外に必要ありません。西側に申請地に隣接する農地がありますが、見切り工を設け防除措置を採るため、周辺農地の営農状況に支障をきたすおそれはないと思われま。また、万が一被害を及ぼした場合は、申請人が責任を持って防除策を講じることを確認しました。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(事務局 第4号議案説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【三浦委員】すべての案件耕作されている土地か。

【事務局】 案件 1、2 番は耕作放棄地、案件 3 番は自作にて畑として利用されておりました。

【会長】 異議無しと認め、本案件を了承してもよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第 5 号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(事務局 第 5 号議案説明)

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第 6 号議案、農地中間管理事業による配分計画の報告について、事務局より報告願います。

(事務局 第 6 号議案報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第 7 号議案、農地付き空き家における農地取得のための別段の面積の設定について、事務局より説明願います。

【事務局】 第 7 号議案、農地付き空き家における農地取得のための別段の面積の設定について、説明します。3 度目の協議となりますので、最初に概要を説明した後、前回との変更点について、説明します。その後、委員の皆様の質疑をして頂ければと思います。この別段の面積の設定は、農地法施行規則第 17 条第 2 項により、農地の利用状況や将来の見通し等考慮して、新規就農を促進するために適当認められれば、特定の農地について、下限面積を別に設定できることを根拠に、農地付き空き家に限り、農地の取得を認めるものになります。この設定を受けることができる要件としては、5 つありまして、①遊休農地、耕作できる農地の面積が 1 アール以上であること。ただし、この部分については、一部変更がありますので、後ほど説明します。②所有者又は法定相続人等による維持管理及び耕作の行われる見込みがないこと。③空き家等に隣接していること。④農地と空き家の所有者が同一であること。⑤農地と空き家の取得者が 5 年以上耕作すること。になります。また、指定することができない農地の規定もありまして、①農地を耕作するにあたり妨げとなる権利（賃借権等）が設定されていること。②10 アール以上の農地。③非農地化し、農地への復元が不可能な土地④周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすと認められる場合。になります。

続きまして、前回からの変更点について説明させていただきます。指定取扱基準の第 3 条をご覧ください。前回までは、1 アール以上に限っておりましたが、市内の 100 m²未満の農地はおよ

そ1700筆程度あります。狭小な農地は、荒廃農地になりやすい傾向があるため、そのような農地にも対応できるよう、ただし書きを設けさせてもらいました。ただし書きの規定がないと、99㎡ではこの適用を受けることができなくなってしまうため、個別具体的に農業委員会で審議できることを目的としております。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【佐藤委員】青地であるかどうかは要件ではないのか。

【事務局】第2、3種農地を想定しているが、青地については担い手に残していきたいと考えている。個別具体的に農業委員会にて審議していきたい。

【会長】他にご意見ご質問がなければ異議無しと認めてもよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第790回 三島市農業委員会総会 を閉会といたします。